

Title	ドイツ連邦共和国倒産法改正法 参事官草案について(二) : 内容の概略と草案の仮訳
Sub Title	Über den "Referentenentwurf Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts" der Bundesrepublik Deutschland -die Übersicht und die Probeübersetzung- (2)
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.5 (1991. 5) ,p.60- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ドイツ連邦共和国倒産法改正法

参事官草案について(三)

——内容の概略と草案の仮訳——

三 上 威 彦

前書き

一、概要

二、本草案に至るまでの経過

三、改正の目的

四、参事官草案の基本的特色

五、翻訳上の注意点

六、謝辞

翻訳 参事官草案

第一編 倒産法

第一章 総則

第二章 倒産手続の開始……………(以上四号)

第三章 倒産手続の開始の効力

第四章 倒産財団の管理および換価……………(以上本号)

第五章 倒産債権者の満足・免責

第六章 倒産計画……………(以上六号)

第七章 倒産手続の廃止

第八章 倒産手続の特別の種類

第二編 法律の廃止

第三編 倒産手続外における債務者の法律的行为の取消に  
関する法律……………(以上七号・完)

第三章 倒産手続の開始の効力

第一節 一般的効力

第八六条 (管理権および処分権の移転)

(一) 倒産手続の開始により、倒産財団に属する財産を管理し  
またはそれに関し処分をなす債務者の権利は倒産管財人に移  
する。  
(二) 債務者に対して生じている、特定の者を保護することの

みを目的とする譲渡禁止(民法第一三五条、第二三六条)は、手続きにおいて効力を有しない。強制執行の方法における差押え[ *Pfändung* ]または強制保全措置[ *Beschlagnahme* ]の効力に関する規定はそれによって影響を受けない。

第八七条 「債務者の処分」

(一) 債務者が倒産手続の開始後に倒産財団の目的物に関し処分をなしたときは、この処分は無効[ *unwirksam* ]である。民法第八九二条、第八九三条、登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律第一六条、第一七条および航空機上の権利に関する法律第一六条、第一七条はそれによって影響を受けない。その処分によって財団に利得が生じている限り、相手方に対し倒産財団からその反対給付を返還することを要する。

(二) 債務者の雇用関係から生じる給与またはそれに代わる継続的な給与についての将来の債権に関する処分については、当該給与が倒産手続の終了後の時期に関するものである場合にも第一項を準用する。倒産債権者の共同的満足の目的で受託者にこの給与を譲渡する債務者の権利は、それによって影響を受けない。

(三) 債務者が手続きの開始の当日に処分をなしたときには、開始後に処分をなしたものと推定する。

第八八条 「債務者への給付」

倒産手続の開始後に、債務が倒産財団に対して履行されるべきであったにもかかわらず債務の履行として債務者に給付がな

されたときは、その給付をなした者は、給付の時点において手続きの開始を知らなかった場合には義務を免れる。給付者が開始の公告の前に給付をなしていたときには、開始を知らなかったものと推定する。

第八九条 「相続・継続的財産共同制」

(一) 倒産手続の開始の前に債務者につき相続もしくは遺贈が開始し、またはこれが手続きの継続中に生じたときは、承認または放棄は債務者のみが生じうる。継続的財産共同制の拒絶の場合もまた同じである。

(二) 債務者が先位相続人であるときは、倒産管財人は、その処分が民法第二一五条により、後位相続の発生の場合において後位相続人に対して無効である場合には、相続の目的物に関して処分をしてはならない。

第九〇条 「会社または共同関係の分割」

(一) 債務者と第三者との間に持分共同関係[ *Gemeinschaft nach Bruchteilen* ]、その他の共同関係または法人格のない会社が成立しているときは、財産分割[ *Teilung* ]またはその他の残余財産分割[ *Auseinandersetzung* ]は倒産手続の外でなす。債務者のそこで調査された持分により、当該法律関係から生じた請求権につき別除的満足を請求することができる。

(二) 持分共同関係において、共同関係の解消を請求する権利を永久にもしくは一時的に排除し、または解約告知期間を定める合意は手続きにおいては効力を有しない。被相続人がその相

続人の共同関係のために行ったこれと同じ内容の指図についてもまた同じである。

**第九一条**〔能働訴訟の受継〕

(一) 倒産手続の開始の時点において債務者のために係属している倒産財団に属する財産に関する訴訟は、そのままの状態において倒産管財人が受継することができる。受継が遅延したときは民事訴訟法第二三九条第二項ないし第四項を準用する。

(二) 管財人が訴訟の受継を拒絶したときは、債務者およびその相手方は共に訴訟を受継することができる。

**第九二条**〔特定の受働訴訟の受継〕

(一) 倒産手続の開始の時点において債務者に対して係属している訴訟は、それが以下のものに関係する場合には、倒産管財人および相手方が共に受継することができる。

- 一、倒産財団からの目的物の取戻
- 二、別除的満足または
- 三、財団債務

(二) 管財人が請求をただちに認諾するときには、相手方は訴訟の費用の償還請求権を倒産債権者としてのみ主張することができる。

**第九三条**〔倒産債権者の債権〕

倒産債権者はその債権を、倒産手続に関する規定によつてのみ行使することができる。

**第九四条**〔手続開始前の執行〕

倒産債権者が、倒産手続の開始の申立ての前一月以内に強制執行によつて倒産財団に属する債務者の財産につき担保を取得したときは、この担保は手続きの開始と共に無効となる。

**第九五条**〔執行禁止〕

(一) 個々の倒産債権者のための強制執行は、倒産手続の継続中は、倒産財団に対するものも債務者のそれ以外の財産に対するものも共に許されない。

(二) 債務者の雇用関係から生じる給与またはそれに代わる継続的な給与についての将来の債権に対する強制執行は、手続きの継続中は倒産債権者ではない債権者のためにも許されない。これは、扶養請求権または他の債権者のために、差押えることができない給与部分に対する故意の不法行為から生じた債権による強制執行については適用しない。

(三) 第一項または第二項に基づき強制執行の許容性に対してなされた抗弁に関しては倒産裁判所が裁判する。裁判所は裁判の前に仮の命令を発すること、すなわちとくに強制執行を、担保を供しもしくはそれを供することなく仮に停止し、または担保を供してのみ続行すべき旨を命じることができる。

**第九六条**〔財団債務における執行保護〕

(一) 倒産裁判所は、財団債務による強制執行が倒産手続の実行を著しく困難にするときは、倒産管財人の申立てにより、その強制執行を最高六月までの期間仮に停止しなければならぬ。財団債務が管財人の法律的行为によつて基礎づけられたもので

ある場合は申立てを拒絶することを要する。

(一) 以下の債務も、第一項第二文の意味における財団債務とする。

一、管財人が履行を選択した双務契約から生じる債務  
二、管財人が告知をなすことができた最初の期日以後の期間についての継続的債務関係から生じる債務

三、管財人が倒産財団のために反対給付を請求する限りにおいて、継続的債務関係から生じる債務

(二) 申立てに関する裁判の前には債権者を審尋することを要する。裁判に対しては即時抗告をなすことができる。再度の停止は認められない。

#### 第九七条 「その他の権利取得の排除」

(一) 倒産財団の目的物に関する権利は、倒産手続の開始後は、たとえ債務者の処分および倒産債務者のための強制執行に基づくものでない場合であっても、有効に取得することはできない。

(二) 第一項は以下の場合には適用しない。

一、倒産管財人の処分

二、財団債権者のための強制執行

三、倒産財団の目的物に関して第三者に生じている権利の譲渡

(三) 民法第八七八条、第八九二条、第八九三条、登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律第三条第三項、第一六条、第一七条、航空機上の権利に関する法律第五条第三

項、第一六条、第一七条および海法上の配当法第二〇条第三項は影響を受けない。

#### 第九八条 「共同損害」

(一) 倒産債権者が倒産手続の開始の前後において倒産財団に属する財産の減少によって共通に被った損害（共同損害）の賠償についての倒産債権者の請求権は、倒産手続の継続中は倒産管財人のみが主張することができる。この請求権が管財人に向けられているときは、新たに任命された倒産管財人または特別倒産管財人のみがこれを主張することができる。

(二) 損害賠償義務を負う者が、第一項の規定に反して倒産債権者に給付をなしたときは、第八八条を準用する。

#### 第九九条 「倒産債権者の損害賠償訴訟」

(一) 倒産手続の開始の時点において、倒産債権者のために共同損害の賠償に向けられた請求権に関する訴訟が継続しているときは、その訴訟は中断する。訴訟は倒産管財人が受継することができる。受継が遅滞したときは民事訴訟法第二三九条第二項ないし第四項を準用する。

(二) 管財人は第九八条第一項の基準により訴えを交換しまた拡張することができる。勝訴によって得られたものからは、訴訟の費用を他の権利に先立って債権者に償還することを要する。

(三) 管財人が訴訟の受継を拒絶するときは、個々の当事者は費用に関してこの訴訟を受継することができる。管財人は、受

継を拒絶することによっては共同損害の賠償につき独自の訴えを提起する権利を失わない。

**第一〇〇条**〔社員および配偶者の人的責任〕

(一) 倒産手続が法人格のない会社または株式会社合資会社の財産に関して開始されたときは、会社の債務に対する社員の人的責任は、倒産手続の継続中は倒産管財人のみが主張することができる。

(二) 配偶者が共同して管理している財産共同制の共有財産に関する倒産手続においては、第一項は配偶者の人的責任につき準用する。

(三) 第九八条第二項および第九九条はこれらの場合に準用する。

**第一〇一条**〔相殺適状の維持〕

倒産債権者が倒産手続の開始の時点において相殺の権利を有するときは、この権利は手続きによって影響されない。

**第一〇二条**〔手続きにおける相殺適状の成立〕

相殺は、倒産手続の開始の時点において相殺されるべき債権の双方またはその一方が条件付きであるかもしくは弁済期が到来していないこと、または債権が同種の給付に向けられたものでないことによつては排除されない。ただし相殺はその要件が成就した場合にはじめてなすことができる。第四六条、第五〇条はこの場合には適用しない。

**第一〇三条**〔相殺の不許容性〕

相殺は以下の場合には許されない。

一、倒産債権者が倒産手続の開始後に初めて倒産財団に対して何らかの債務を負担した場合

二、倒産債権者がその債権を手続きの開始後に初めて他の債権者から取得した場合

三、倒産債権者が相殺の可能性を、否認しうる法律的行为によつて取得した場合

四、債務者の自由財産から履行を受けるべき債権の債権者が、倒産財団に対し何らかの債務を負担している場合

**第一〇四条**〔債務者の情報提供義務〕

(一) 債務者は、倒産裁判所、倒産管財人、債権者委員会および裁判所の命令がある場合には債権者集会に対し、手続きに関するすべての関係につき情報を与える義務を有する。債務者はまた、犯罪行為または秩序違反による訴追をなすのに役立つ事実をも明らかにしなければならない。ただし債務者が第一文による義務によつて与える情報は、刑事手続または秩序違反に関する法律による手続きにおいては、債務者または刑事訴訟法第五二条第一項に示された債務者の親族に対しては債務者の同意があるときにかぎり用いることができる。

(二) 倒産裁判所は、真実に合致した陳述を引き出すために必要と思われる場合には、債務者が裁判所によつて要求された情報を誠実に正確かつ完全に与えた旨の宣誓に代わる保証を調書になすことを命じる。民事訴訟法第四七八条ないし第四八〇条、

第四八三条はこの場合に準用する。

(三) 倒産裁判所は、情報提供または宣誓に代わる保証を強制するために、債務者を強制的に引致した審尋の後拘留させることができる。

**第一〇五条**〔債務者の協力義務〕

(一) 債務者は倒産管財人をその任務の履行に際して援助しなければならぬ。

(二) 倒産裁判所は管財人の申立てによりかつ債務者の審尋の後に、決定により、債務者はその協力義務の枠内において一定の行為をなすべき旨を命じることができる。第六五条第二項はこの場合に準用する。この決定に対しては債務者は即時抗告をなすことができる。

**第一〇六条**〔債務者の準備義務〕

(一) 債務者は、情報提供義務および協力義務を履行するために、倒産裁判所の命令によりいつでも処置が取れるようにしておく義務を有する。債務者はこの義務の履行に反する一切の行為をしてはならない。

(二) 倒産裁判所は、以下の場合には債務者を強制的に引致した審尋の後拘留させることができる。

- 一、債務者がその情報提供義務および協力義務の履行を免れようとする場合、とくに逃亡の準備をなす場合、または
- 二、これが、情報提供義務および協力義務の履行に違反する債務者の行為を回避するために、とくに倒産財団の保全のため

に必要な場合

**第一〇七条**〔郵便制限〕

(一) 債権者にとって不利益となる債務者の法的行為を明らかにしまたは防止するために必要と思われる限り、倒産裁判所は、倒産管財人の申立てによりまたは職権で、債務者への特定のまたはすべての郵便物を管財人に手交すべきことを命じる。命令は債務者を審尋した後、理由を付した決定によって行い、この決定に対しては債務者が、また申立ての棄却に対しては管財人が即時抗告をなすことができる。

(二) 倒産管財人は手交された郵便物を開封する権利を有する。その内容が倒産財団に関係しない郵便物は債務者に手交することを要する。債務者はその他の郵便物を閲覧することができる。

(三) 裁判所は、要件が脱落している限り管財人を審尋した後、その命令を取り消さなければならない。取消に対しては管財人は即時抗告をなすことができる。

**第一〇八条**〔債務者の立替金と報酬〕

(一) 債務者には、その情報提供義務と協力義務の履行の際に生じた必要な立替金を倒産財団から償還することを要する。債務者の活動の種類、期間、量からみて妥当と考えられる場合には、この者に財団から報酬を支払うことを要する。

(二) 倒産管財人と債務者が償還されるべき立替金の額または支払われるべき報酬の額につき合意に達しないときは、債務者および管財人を審尋した後に倒産裁判所が裁判する。

第一〇九条 「倒産財団からの扶養料」

(一) 必要な扶養料をその他の財産から支払うことができないかぎり、これを倒産財団から債務者に給与することを要する。

同様の義務は、民法第一六一五条1、第一六一五条nによる請求権に関し、債務者の未成年の未婚の子、債務者の配偶者、債務者の以前の配偶者およびその非嫡出子の母親に対して生じる。債権者集会はそれ以上の援助を承認することができる。

(二) 扶養料の付与により他の財団債権者が完全な満足を得ることができなくなるときは、権利者への扶養料給付は同じ負担分において減額することを要する。ただし以前の配偶者に対する配偶者の順位関係については民法第一五八二条を準用する。

(三) 倒産管財人と扶養権利者が必要な扶養料の額につき合意に達しないときは、管財人および権利者を審尋した後倒産裁判所が裁判する。倒産裁判所は種々の権利者相互間の順位関係を、これらの者の申立てにより、かつその他の者を審尋した後に、妥当な裁量により第二項とは異なって確定することができる。

第一一〇条 「組織上の代表者・被用者」

(一) 債務者が自然人でないときは、第一〇四条ないし第一〇八条は債務者の組織上の代表者に準用する。第一〇四条はそのほか、それが倒産手続の開始の申立ての二年以上前に脱退したのではないかぎり、債務者の組織上の以前の代表者に準用する。第一〇九条は、同時に人的に責任を負っている債務者の社員である組織上の代表者に準用する。

(二) 第一〇四条第一項第一文は債務者の被用者につき準用する。

第二節 法律行為の履行・経営協議会の協力

第一一二条 「倒産管財人の選択権」

(一) 双務契約を、倒産手続の開始の時点において債務者およびその相手方が共に未だ履行しておらずまたは完全には履行していないときは、倒産管財人は債務者に代わってその契約を履行しかつ相手方に履行を請求することができる。

(二) 管財人が履行を拒絶したときは、相手方は倒産債権者として不履行による損害賠償を請求することができる。相手方が管財人にその選択権の行使を催告したときには、管財人は遅滞なく履行を請求するか否かを表示しなければならない。管財人が選択権の行使をしないときは履行を主張することはできない。

(三) 動産の売主が売買代金の支払いまで所有権を自己に留保しているが、その他の点では売買契約からの義務を履行しているときには、契約は売主によって完全に履行がなされているものとす。

第一一二条 「定期行為」

(一) 市場価格または相場価格を有している品物の給付が厳密にある特定の日時または特定の期間につき合意され、かつその時期またはその期間の経過が倒産手続の開始後に到来するときは、履行を請求することはできず、不履行による損害賠償のみを請求することができる。有価証券および外国通貨 [ausländische

the Zahlungsmittel]も、第一文の意味における品物とする。

(一) 損害は、売買価格と、履行地における手続きの開始後の第二平日において、合意された履行時期を伴った契約につき基準となる相場価格ないし市場価格との差額とする。

(二) 相手方は損害賠償債権を倒産債権者としてのみ主張することができる。

#### 第一一三条 「可分給付」

負担された給付が可分でありかつ相手方が倒産手続の開始の時点においてすでにその負担している給付を一部履行しているときは、その者は、倒産管財人がなお未履行である給付について履行を請求する場合でも、その反対給付請求権のうち一部給付に対応する額については倒産債権者とする。相手方は、反対給付請求権の不履行により手続きの開始前に債務者の財産に移転した一部給付を倒産財団から返還することを請求することはできない。

#### 第一一四条 「仮登記によって担保された請求権」

(一) 債務者の土地上のまたは債務者のために登記された権利上の権利の取得もしくは消滅についての請求権の保全のために、またはそのような権利の内容もしくは順位の変更についての請求権の保全のために土地登記簿に仮登記がなされているときは、債権者はその請求権につき倒産財団から満足を請求することができる。債務者が債権者に対して新たに義務を引き受けかつこれが履行されていないか、または完全に履行されていない

ときにもまた同じである。

(一) 船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機上の質権の登記簿に登記されている仮登記については第一項を準用する。

#### 第一一五条 「継続的債務関係の存続」

(一) 債務者の使用賃貸借関係、用益賃貸借関係および雇用関係は倒産財団のために有効に存続する。

(二) 相手方は、倒産手続の開始前の時点についての請求権を倒産債権者としてのみ主張することができる。

#### 第一一六条 「使用賃借人または用益賃借人としての債務者」

(一) 倒産管財人は、債務者が使用賃借人または用益賃借人としてなした使用賃貸借関係または用益賃貸借関係を、合意された契約期間を考慮することなく、法定期間の遵守の下に告知することができる。管財人が第一文によって告知したときは、相手方は倒産債権者として不履行に基づく損害賠償を請求することができる。

(二) 倒産手続の開始の申立ての後には相手方は、使用賃貸借関係または用益賃貸借関係を、開始申立前の時点で生じていた使用賃貸料または用益賃借料の支払の遅滞に基づき告知することはできない。

(三) 債務者により使用賃借または用益賃借された目的物が手続開始の時点においてなお引き渡されていないときは、倒産管財人および相手方は共に契約を解除することができる。管

財人が解除をするときは、相手方は倒産債権者として不履行に基づく損害賠償を請求することができる。各当事者は共に相手方の求めに応じ、これに対して遅滞なく、契約を解除するか否かを表示しなければならず、これを懈怠したときには解除権を失う。

第一一七条 「使用賃貸人または用益賃貸人としての債務者」

(一) 債務者が土地または部屋の使用賃貸人または用益賃貸人として、倒産手続の開始前にその後の期間についての使用賃借料債権または用益賃借料債権を処分していたときは、この処分は、それが手続開始の時点の属する暦月についての使用賃借料または用益賃借料に関するものであるかぎり有効である。開始が当該月の第一五日以後になされたときは、その処分はそれに続く暦月についても有効である。

(二) 第一項の意味における処分とは、とくに使用賃借料または用益賃借料の取立である。強制執行の方法において生じる処分は法律行為による処分と等しいものとする。

(三) 使用賃貸人または用益賃借人は、第一項に掲げられている期間についての使用賃借料債権または用益賃借料債権に対し、債務者に対して生じている債権により相殺をすることができる。第一〇二条および第一〇三条第二号ないし第四号は、これによって影響を受けない。

第一一八条 「使用賃貸または用益賃貸された不動産の譲渡」

倒産管財人が、債務者が使用賃貸または用益賃貸していた土

地、部屋、船舶または航空機を譲渡し、かつ譲受人が債務者に代わって使用賃貸借関係または用益賃貸借関係に入ったときは、譲受人は使用賃貸借関係または用益賃貸借関係を法定期間の遵守の下に告知することができる。告知は、それが許される最初の期日についてのみ行うことができる。強制競売および強制管理に関する法律第五七条はこの場合に準用する。

第一一九条 「雇用関係の告知」

(一) 倒産管財人および相手方は共に、債務者が使用者である雇用関係を、合意された契約期間を考慮することなく法定期間の遵守の下に告知することができる。

／……………／管財人が告知をしたときは、相手方は倒産債権者として不履行による損害賠償を請求することができる。

／(二)……………／

(一) 労働者「Arbeitnehmer」が倒産管財人によるその労働関係の告知は無効である旨を主張しようとするときには、労働者が告知の無効につき、解約保護法第一条第二項および第三項に掲げられた原因とは異なったものを主張する場合、告知の到達の後三週間以内に労働裁判所に訴えを提起しなければならない。解約保護法第四条第四文および第五条はこの場合に準用する。

第二二〇条 (空欄)

第二二一条 「利益調整と解約保護」

事業組織体変更「Betriebsänderung」(経営組織法第一二一条)が計画され、かつ倒産管財人と経営協議会との間で解雇されるべ

き労働者が指定されている利益調整〔Intereausgleich〕が成立したときは、指定された労働者の労働関係の告知は、この事業組織体〔Betrieb〕におけるその継続的作業を妨げる緊急の経営上の必要性によって条件づけられているものと推定する。労働者の社会的選択〔soziale Auswahl〕は重大な瑕疵に基づいてのみ審査することができる。第一文および第二文は、利益調整の成立後に事情が変更した場合にはこれを適用しない。

第一二一条 a. 「解約保護のための決定手続」

(一) 事業組織体が経営協議会を有しておらず、またはその他の理由から第一二一条による利益調整が成立しなかつたときは、倒産管財人は労働裁判所に、申立ての中に掲げられた特定の労働者の労働関係の告知は緊急の経営上の必要性に条件付けられたものであり、かつ社会的にも正当である旨の確認を申し立てることができる。決定手続に関する労働裁判所法の規定はこの場合に準用し、関係人とは倒産管財人、経営協議会および指定された労働者とする。申立ては労働裁判所法第六一条 a 第三項ないし第六項の基準により他に先だつて処理することを要する。

(二) 裁判所の決定に対しては、地方労働裁判所に抗告することとできない。連邦労働裁判所への法律抗告〔Rechtsbeschwerde〕は、それが労働裁判所の決定において認められている場合になすことができ、労働裁判所法第七二条第二項および第三項はこの場合に準用する。法律抗告は完全な形式において作成された労働裁判所の裁判の送達後一月以内に連邦労働裁判所に提

出しかつ理由づけることを要する。

(三) 第一審の手続きにおいて関係人に生じた費用については、労働裁判所法第一二一条 a 第一項および第二項を準用する。連邦労働裁判所における手続きにおいては、訴訟の費用の償還に関する民事訴訟法の規定を準用する。

第一二一条 b. 「労働者の訴え」

(一) 管財人が申立ての中で第一二一条 a 第一項により指定された労働者に告知し、かつ労働者が労働関係は告知によつては解消していない旨の確認を求めて訴えを提起したときは、確定力ある裁判は第一二一条 a による手続きにおいて当事者を拘束する。最終の口頭弁論の終結後に事情が変更した場合にはこれを適用しない。

(二) 裁判の確定力が生じる前に労働者がすでに訴えを提起していたときは、その訴えに関する弁論は、管財人の申立てがあるときは、裁判が確定するまで停止することを要する。

(三) 労働者の訴えについての期間〔第一二九条第二項、解約保護法第四条第一文〕は、確定力ある裁判が労働者に送達される日以前には開始しない。

第一二一条 c. 「事業組織体譲渡」

(一) 第一二一条ないし第一二一条 b の適用は、利益調整または確認申立の基礎となる事業組織体変更が事業組織体譲渡の後に初めて実施されるべきものであることによつては排除されない。第一二一条 a による手続きには事業組織体の譲受人が関与

する。

(イ) 事業組織体の移転〔Betriebsübergang〕の場合においては、第一二一条第一文による推定または第一二一条a第一項第一文による裁判上の確認は、労働関係の告知が事業組織体の移転のゆえに生じたものではないという点にも及ぶ。

第一二二条〔雇用関係からの給与〕

(一) 債務者が、倒産手続の開始前に雇用関係から生じる給与またはこれに代わる継続的な給与についての将来の債権を譲渡し、またはそれに債権を設定しているときは、その処分は、手続きの開始の時点が属する暦月の終了後三年を経過する前の期間に対する給与に関するものである限り有効である。

(二) 第一項に掲げられた期間に対する給与についての債権に対しては、義務者は債務者に対してその者に生じている債権で相殺をすることができる。第一〇二条および第一〇三条第二号ないし第四号はこれにより影響を受けない。

(三) 手続きの開始の前に将来の給与に関し強制執行の方法において処分がなされていたときは、この処分は手続きの開始の時点が属する暦月についての給与に関するものである限りにおいてのみ有効である。開始が当該月の第一五日以降に生じたときは、その処分はそれに続く暦月についても有効である。第九四条はこれによって影響を受けず、第九五条第二項第二文はこの場合に準用する。

第一二三条〔委任の消滅〕

(一) 債務者によってなされた倒産財団に属する財産についての委任は、倒産手続の開始により消滅する。

(二) 受任者は、猶予ならない場合には、倒産管財人が他の方法で事務処理ができるようになるまで、委任された事務の処理を継続しなければならない。委任はその限りで継続しているものとする。この継続から生じた補償請求権により受任者は財団債権者とする。

(三) 受任者が手続きの開始を故意過失なく知らないかぎり、委任はその者の利益のために継続するものとする。この継続から生じた補償請求権により受任者は倒産債権者とする。

第一二四条〔事務処理契約の消滅〕

ある者が債務者との雇用契約または請負契約によって債務者のために事務を処理する義務を負っているときは、第一二三条を準用する。その際には事務処理の継続から生じた補償請求権についての規定は報酬請求権にも準用する。

第一二五条〔代理権の消滅〕

(一) 倒産財団に属する財産に関して債務者によって与えられた代理権は倒産手続の開始により消滅する。

(二) 第一二三条第二項の場合においては代理権も継続しているものとする。

第一二六条〔会社の解散〕

法人格のない会社または株式会社または合資会社が社員の財産に関する倒産手続の開始によって解散するときは、業務執行社員は、緊

急を要する事務の仮の継続から生じた請求権により財団債権者とする。業務執行社員は、倒産手続の開始を故意過失なくして知らない間になしたその事務の継続から生じた請求権により倒産債権者とし、第九〇条第一項はこれによって影響を受けない。

第二二七条 「異なった合意の無効」

(一) あらかじめ第一一一条ないし第一二六条の適用を排除しまたは制限する合意は無効 [unwirksam] とする。

(二) 倒産手続の開始の場合につき双務契約の解消を定める合意は無効とする。双務契約において一方の契約当事者の財産関係が悪化した場合にはその相手方は一方的に契約を解消できる権利を有する旨の合意がなされたときは、この権利は倒産手続の開始後は行使することはできない。

第二二八条 「事業組織体内合意の告知」

(一) 事業組織体内合意 [Betriebsvereinbarungen] において倒産財団の負担になる給付が規定されたときは、倒産管財人および経営協議会は給付の協動的な削減に関して協議しなければならない。この事業組織体内合意は、それより長い期間が合意されている場合にも、三月の期間をもって告知することができる。経営組織法第七七条第六項はこれによって影響を受けない。

(二) 重大な理由に基づき事業組織体内合意を告知期間を遵守することなく告知する権利は影響を受けない。

第二二九条 (空欄)

第二二九条 a 「事業組織体変更と幹旋手続」

企業の財産に関する倒産手続においては、倒産管財人と経営協議会とが共同して幹旋の依頼をしたときにのみ、州労働庁の長官の幹旋の試みが調停所 [Ehrgungsstelle] における手続に優先するものとして、経営組織法第一一二条第二項第一文を準用する。

第一三〇条 「事業組織体変更の実施についての裁判所の同意」

(一) 事業組織体変更が計画され、かつ倒産管財人と経営協議会との間で利益調整が交渉開始から三週間以内に成立しないときは、倒産管財人は、経営組織法第一一二条第二項による手続きが先行することなく、事業組織体変更を実施することにつき労働裁判所の同意を求めることができる。経営組織法第一一三条第三項はその限りでは準用しない。

(二) 裁判所は、企業の経済状態が労働者の社会的利害を考慮してもなお事業組織体変更の即時の実施を必要とする場合には同意を与える。

(三) 決定手続に関する労働裁判所法の規定はこれに準用し、関係人は倒産管財人および経営協議会とする。第一二一条 a 第一項第三文、第二項はこの場合に準用する。

第一三一条 「社会計画の範囲」

(一) 倒産手続の開始の後に立案された社会計画においては、計画された事業組織体変更の結果労働者に生じる経済的な不利益の調整または緩和のために、解雇された労働者の二、五ヶ月分の給料 (解約保護法第一〇条第三項) 額にいたるまでの総額を規

定することができる。

(二) 社会計画から生じた債務は財団債務とする。ただし第二〇五条ないし第二二四条による財団の配当においては、社会計画債権の支払いのために、社会計画がなかつたら、倒産債権者への配当に用いられたであろう財団の四分の一以上を使つてはならない。全社会計画債権の総額がこの限界を越えるときは、個々の債権は負担部分に応じて減額することを要する。

(三) 十分な現金が財団に生じるときに、倒産管財人は、倒産裁判所の同意を得て、社会計画債権に対し中間支払をしなければならない。社会計画債権による財団への強制執行は許されない。

### 第一三二条〔手続開始前の社会計画〕

(一) 倒産手続の開始の前、ただし開始申立の前三月以内に作成された社会計画は、倒産管財人および経営協議会は共にこれを撤回することができる。

(二) 社会計画が撤回されたときは、社会計画から生じる債権を有していた労働者につき、倒産手続における社会計画の立案に際して考慮することができる。

(三) 労働者が、撤回された社会計画から生じていた債権について手続きの開始前に得ていた給付は、撤回によつて返還を請求することはできない。新たな社会計画の立案に際しては、解雇された労働者へのその種の給付は、第一三一条第一項による社会計画債権の総額の算定に際しては、二、五ヶ月分の給料の

額にいたるまで控除することを要する。

### 第一三三条〔梓社会計画〕

(一) 倒産管財人および経営協議会は事業組織体内合意の効力により、事業組織体の縮小または事業組織体もしくはその本質的な部分の閉鎖によつて、または経営組織法第一一二条、第一項の規模規定〔Größenordnungen〕における人員削減によつて、一定の期間内に立案されるべき社会計画から生じる債権は、一定の最高限度を越えてはならない旨を定めることができる。その期間は倒産手続の終了から最高四年間まで認められる。

(二) 別段の規定がない場合は、合意は、事業組織体が手続きの継続中またはその終了後に他の所有者に譲渡されたときにも拘束力を有する。

(三) 合意は、事業組織体がある特定の他の所有者に譲渡されまたは特定の倒産計画が承認されるという条件の下に締結することができる。

### 第三節 倒産否認 [Insolvenzanfechtung]

#### 第一三四条〔原則〕

(一) 倒産管財人は、倒産手続の開始前に行われかつ倒産債権者に不利益を与える法律的行为を、第一三五条ないし第一五五条の規定により否認することができる。

(二) 法律的行为が直接または間接に倒産債権者の満足を害するときは、その行為は倒産債権者に不利益を与えるものとする。

(三) 不作為も法律的行为と同じものとする。

第三五條 [本旨弁済]

(一) ある倒産債権者に担保もしくは満足を与えまたはそれを可能ならしめる法律的行为は、それが倒産手続の開始の申立ての前三月以内になされた場合、債務者の行為の時点で支払不能がありまたは開始申立がなされていた場合、および債権者がこの時点において支払不能または開始申立を知っていたかまたは重大なる過失によつてそれを知らなかつた場合には否認することができ。／……………／

(二) 土地についての権利を取得する法律的行为がなされたときは、その行為およびその行為によつて履行されまたは担保されるべき債務者の義務を含む法律行為は、債権者が支払不能または開始申立を知っていた場合にのみ第一項により否認することができ。民法第八九二条、第八九三条、登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律第一六条、第一七条または航空機上の権利に関する法律第一六条、第一七条に掲げられて他の法律的行为についてもまた同じである。

(三) 行為の時点において債務者と緊密な関係にあった者(第一四三條ないし第一四五條)に対しては、支払不能または開始申立を知っていたものと推定する。

第三六條 [非本旨弁済]

ある倒産債権者に担保もしくは満足を与えまたはそれを可能ならしめる法律的行为であつて、この者が請求することができなかつた行為、またはその方法もしくはその時期においては請

求できなかった行為は、以下の場合には否認することができる。

一、その行為が倒産手続の開始の申立ての前一月以内になされたものである場合

二、その行為が開始申立の前二月目または三月目のうちになされたものであり、かつ債務者が行為の時点で支払不能であつた場合、または

三、その行為が開始申立の前二月目または三月目のうちになされたものであり、かつ債権者が行為の時点において、それが倒産債権者に不利益を与えることを知っていたかまたは重大なる過失により知らなかつた場合であるが、行為の時点で債務者と緊密な関係にあつた者(第一四三條ないし第一四五條)に対しては、倒産債権者の不利益を知っていたものと推定する。

第三七條 [直接に不利益を与える法律的行为]

(一) 倒産債権者に直接に不利益を与える債務者の法律行為は、それが倒産手続の開始の申立ての前三月以内になされた場合であり、法律行為が行われた時点で債務者が支払不能であるかまたは開始申立がなされていた場合で、かつ相手方がこの時点において支払不能または開始申立を知っていたか重大なる過失によつてそれを知らなかつた場合には否認することができる。第一三五條第二項および第三項はこの場合に準用する。

(二) 債務者がそれによつて権利を喪失しもしくははや主張し得なくなるか、またはそれによつて債務者に対し財産法上の請求権が基礎づけられ、維持され、保全され、もしくはは実行さ

れるような債務者、その他の法律行為は、倒産債権者に直接に不利益を与える法律行為と同じものとする。

第一三八条 「故意による加害」

(一) 債務者が倒産手続の開始の申立ての前一〇年以内にその債権者に不利益を与える故意でなした法律的行为は、相手方がその行為の時に債務者の故意を知っていた場合には否認することができる。相手方が、債務者の支払不能が迫っていること、およびその行為が債権者に不利益を与えることを知っていた場合には、債務者の故意を知っていたものと推定する。

(二) 債務者がそれと緊密な関係にある者（第一四三条ないし第一四五条）との間で締結した、倒産債権者に直接に不利益を与える有償契約は否認することができる。その契約が開始申立ての二年以上前に締結された場合、または相手方が契約締結の時に債権者に不利益を与える債務者の故意を知らなかった場合には否認することはできない。

第一三九条 「無償給付」

一 債務者の無償給付は否認することができる。ただし、それが倒産手続の開始の申立ての四年以上前になされたものであるときはこの限りではない。

第一四〇条 「資本代替的貸付」

社員が資本代替的貸付〔Kapitalersetzende Darlehen〕の返還債権のために以下のことをする、法律的行为は否認することができる。

一、その行為が倒産手続の開始の申立ての前一〇年以内になされた場合は担保を取得すること、

二、その行為が開始申立ての前一年以内になされた場合は満足を得ること、

第一四一条 「匿名組合」

(一) 匿名組合員に出資金を全額もしくは一部返還し、または生じた損失についてのその負担部分を全額もしくは一部免除する旨の合意は、それが営業体〔Handelsbetrieb〕商行為をなすことを目的とする組織体―三上注〕の所有者の財産に対する倒産手続の開始の申立ての前一年以内になされたものである場合には否認することができる。その合意と関連して匿名組合が解消された場合もまた同じである。

(二) 開始原因が当該合意の後に生じた場合は否認することができない。

第一四二条 「手形および小切手の支払」

(一) 債務者の手形支払は、手形法によりその受領者が、他の手形債務者に対する手形請求権を失うときには支払を受領せざるをえない場合には、第一三五条に基づきその受領者は返還請求をすることはできない。

(二) 支払われた手形金は、最後の償還義務者または第三者が手形を振り出しましたは振り出させた時に債務者の支払不能または開始申立てを知っていたかまたは重大な過失によってそれを知らなかった場合は、最後の償還義務者が、またはこの者が第三

者の計算のために手形を振り出していた場合には第三者が返還しなければならぬ。第一三五条第三項はこの場合に準用する。

(三) 第一項および第二項は債務者の小切手支払に準用する。

第一四三条 「人的に緊密な関係にある者」

以下の者は債務者と人的に緊密な関係にある者とする。

一、たとえ婚姻が法律的行为の後に締結され、またはその行為の前の最後の年に解消した場合であっても、債務者の配偶者  
二、債務者または第一号に掲げられた配偶者の尊属および卑属に当たたる親族、債務者または第一号に掲げられた配偶者の父母の双方または一方を同じくする兄弟姉妹およびこれらの者の配偶者

三、債務者と家庭的共同生活にあるか、またはその行為の前最後の年に債務者と家庭的共同生活にあった者

第一四四条 「会社法上緊密な関係にある者」

(一) 以下の者は債務者と会社法上緊密な関係にあるものとする。

一、債務者が法人である場合は代表機関または監査機関の構成員とし、株式会社、株式合資会社または有限会社においてはそれに加え基礎資本または設立資本 [Grund- oder Stammkapital] の四分の一以上に於いて資本参加している、株式会社の株主、株式合資会社の株主または社員とし、船舶組合においてはそれに加え人的に責任を負っている組合員 [船舶共有者 [Mitreedern]] には属していない船舶管理人 [Korrespondentreedern]

二、債務者が法人格のない会社である場合は人的に責任を負っている社員、またこの社員の一人が法人である場合には第一項に掲げられた者とし、合資会社においてはそれに加え会社の資本金の四分の一以上において参加している有限责任社員

三、それが債務者に従属したまたはそれに債務者が従属している関係にある企業 (株式会社第一七条)

(二) ある者に従属している企業または、第三者がその者またはその者に従属している企業の計算のために債務者に参加している場合にも、その者は第一項第一号、第二号の意味において債務者に参加 [betiegt] しているものとする。

第一四五条 「その他の緊密な関係にある者」

その他、以下の者も緊密な関係にある者とする。

一、債務者の企業におけるその活動に基づきその経済的な関係に関し情報を得る可能性を有している者

二、経済的な関係に関し情報を得る可能性が行為の時点で継続していた場合には、第一号または第一四四条に掲げられた債務者との関係が法律的行为の前の最後の年に欠落した者または法人格なき会社

三、第一号もしくは第二号または第一四四条に掲げられた者と第一四三条に掲げられた人的な関係にある者、ただしこの者が法律によって債務者の業務につき守秘義務を負っている場合にはこれを適用しない。

第一四六条 「開始申立の前の期間の算定」

(一) 第九四条、第一三五条ないし第一四一条において定められた倒産手続の開始の申立ての前の期間は、基準となる月の開始申立の到達の日に数の上で対応する日の開始と共に進行する基準となる月にこの日が欠けているときは、期間は翌月の最初の日の開始と共に進行する。

(二) 複数の開始申立がなされたときは、たとえ手続きが後の申立てに基づいて開始された場合でも、最初の適法かつ理由ある申立てを基準とする。確定力をもって棄却された申立ては、それが財団不足によつて棄却されたものである場合にのみ考慮する。

**第一四七条**〔支払不能の確定〕

(一) 倒産裁判所は、倒産管財人の申立てにより、いかなる時点で債務者が支払不能になったかを確定する。裁判所は、支払不能がいずれにせよある特定の時点には存在していたとの確定に限定することができ、またそのような裁判を一部判決としてもなすことができる。裁判の前には債務者および管財人が裁判所に対し推定上の否認の相手方として指名した者を審尋することを要する。

(二) 裁判に対しては管財人および指名された者は即時抗告をなすことができる。確定した裁判は管財人と指名された者との間の訴訟において拘束力を有する。

(三) 裁判所は、公平に合致する場合には、目的に応じた事項の処理に必要なとした費用を管財人または指名された者が全部ま

たは一部を支払うべきことを命じることができ、関係人のひとりか理由のない上訴または重大な過失によつて費用を生ぜしめたときは、費用はこの者の負担とする。

**第一四八条**〔基準となる開始申立の確定〕

倒産手続の開始につき複数の申立てがなされたときは、倒産裁判所は倒産管財人の申立てに基づき、どの申立てが第一四六条第二項により開始申立の前の期間の算定につき基準となるかを確定する。この手続きには第一四七条を準用する。

**第一四九条**〔法律的行爲のなされた時点〕

(一) 法律的行爲は、その法的効果が生じた時点においてなされたものとする。

(二) 法律行為の効力が生じるために土地登記簿、船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機上の質権のための登記簿への登記を要するときは、その法律行為は、効力が生じるための他の要件が履行されかつ権利変更の登記の申立てがなされたときに行なわれたものとする。請求権の保全のための仮登記の申立てがなされたときは、権利変更の登記の申立てをこの申立てと読み替えて第一文を準用する。

(三) 条件つきまたは期限つきの法律的行爲においては条件または期日の成就は考慮されない。

**第一五〇条**〔執行名義〕

否認は、当該法律的行爲につき執行力ある債務名義が得られていること、またはその行為が強制執行によつて実現されたこ

とによっては排除されない。

**第一五一条**〔現金取引〕

債務者の、それに対して直接に同価値の反対給付がその財産に入るような給付は、第一三八条第一項の要件が満たされている場合にのみ否認することができる。

**第一五二条**〔法律効果〕

(一) 否認しうる行為によって債務者の財産から譲渡され、贈与されたまたは放棄されたものは、倒産財団に返還しなければならぬ。譲受人が法律上の原因がないことを知っている場合の不当利得の法律効果に関する規定は、この場合に準用する。

(二) 無償給付の譲受人は、それによって利得を得た限りにおいてそれを返還しなければならない。譲受人が無償給付が債権者に不利益を与えることを知っているか、または諸般の事情からみて知っているに相違ない場合には、これを適用しない。

**第一五三条**〔否認の相手方の請求権〕

(一) 否認しうる給付の譲受人が取得したものを返還したときは、その債権は復活する。

(二) 反対給付は、それが倒産財団の中になお区別可能な状態で存在しており、または財団がその価値につき利得をしている限り、倒産財団から支払うことを要する。それを越えては、否認しうる給付の譲受人は、反対給付の返還についての債権を単に倒産債権者としてのみ主張することができる。

**第一五四条**〔権利承継人に対する否認〕

(一) 否認請求権〔Anfechtungsanspruch〕は、否認の相手方の相続人またはその他の包括承継人に対して主張することができる。

(二) 以下の場合には、その他の権利承継人に対して否認請求権を主張することができる。

一、権利承継人がその取得の時点において、その前者〔Rechtserbenger〕の取得が否認しうることを基礎づける事情を知っていた場合

二、権利承継人がその取得の時点において債務者と緊密な関係にある者〔第一四三条ないし第一四五条〕に属していた場合。ただしこの者が、この時点においてその前者の取得が否認しうることを基礎づける事情を知らなかった場合はこの限りではない。

**第一五五条**〔否認請求権の消滅時効〕

(一) 否認請求権は、倒産手続の開始から二年間で時効消滅する。

(二) 倒産管財人が支払不能の確定〔第一四七条〕、または最初の適法かつ理由ある開始申立の確定〔第一四八条〕の申立てをなしたときは、管財人が倒産裁判所に推定上の否認の相手方として指名した者に対し時効が中断する。この中断は確定手続の確定力ある終結まで継続する。民法第二二一条第二項および第二二一条、第二二五条第二項はこの場合に準用する。

(三) たとえ否認請求権が時効消滅しても、管財人は否認しうる

る行為に基づき給付義務の履行を拒むことができる。

**第一五六条**〔手続開始後の法律的行为〕

(一) 倒産手続の開始後になされかつ民法第八九二条、第八九三条、登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律第一六条、第一七条ならびに航空機上の権利に関する法律第一六条、第一七条により有効である法律的行为は、手続開始前になされた法律的行为の否認につき適用される規定によって否認することができる。

(二) 第一五五条第一項による時効期間は、行為の法的な効力の発生の時点と共に進行する。

**第四章 倒産財団の管理および換価**

**第一五七条**〔倒産財団の引受〕

(一) 倒産管財人は、倒産手続の開始の後、倒産財団に属する全財産を直ちに占有しかつ管理しなければならない。

(二) 管財人は、開始決定の執行正本に基づき、債務者の保管している財産の返還を強制執行の方法において実行することができる。民事訴訟法第七六六条は、執行裁判所を倒産裁判所と読み替えてこの場合に準用する。

(三) 倒産裁判所は、管財人の申立てに基づき、債務者は、管財人に財産の占有を引渡すべきことを命じる。この命令に対しては債務者が、申立ての拒絶に対しては管財人が、それぞれ即時抗告をなすことができる。

**第一五八条**〔有価物〕

(一) 倒産管財人は、債権者委員会が決議した場合は、金銭、有価証券および高価品を供託または投資しなければならない。債権者委員会は追加的に、どこにまたいかなる条件で供託または投資をすべきかを決定することができる。債権者委員会が任命されていないときは債権者委員会が決議をなさなかったときは、倒産裁判所は同様の処置〔*Entspruchendes*〕を命じることが出来る。

(二) 債権者委員会が任命されているときは、供託または投資した場所による金銭、有価証券または高価品の受領に関する管財人の得た領収書およびこの場所への管財人の指図は、債権者委員会の構成員が連署した場合にのみ有効である。

(三) 債権者集会はこれと異なった規則を決議することが出来る。

**第一五九条**〔封印〕

倒産管財人は、倒産財団に属する物の保全のために、執行官または他のそれにつき法律上権限を有する者によって封印をさせることができる。管財人は、封印または開封に関する記録を事務課において関係人の閲覧のために備え置かなければならない。／……／

**第一六〇条**〔財団目的物の目録〕

(一) 倒産管財人は倒産財団の個々の目的物の目録を作成しなければならない。その際には、執行官または他のそれにつき法

律上権限を有する者の意見を徴する [hinzuziehen] ことを要する。不利益となる遅延がなくて可能な場合には、債務者の意見を徴することを要する。

(二) 各目的物についてはその価値を表示することを要する。その価値が、企業が継続するかまたは閉鎖されるかにかかっているときは、両方の価値を表示することを要する。とくに困難な評価は鑑定人に委ねることができる。

(三) 倒産裁判所は、管財人の申立てに基づき、目録の作成を行わずまたはそれを執行官もしくは他のそれにつき法律上権限を有する者の関与なしで行うことを許可することができる。債権者委員会が任命されているときは、管財人はその申立てを債権者委員会の同意と共にのみなすことができる。

第一六一條 「債権者表」

(一) 倒産管財人は、債務者の帳簿や業務用書類から、債務者のその他の申告 [Angabe] や債権の届出により、またはその他の方法において管財人に知られている全債権者の一覧表を作成しなければならない。

(二) 表には別除権を有する債権者および劣後的倒産債権者の個々の順位等級 [die einzelnen Rangklassen] を記載することを要する。各債権者につきその住所および債権の原因と額を掲げることを要する。別除権を有する債権者については、それに付加して、別除権が生じている目的物および推定上の欠損金の額を示すことを要し、第一六〇条第二項第二文はこれに準用す

る。

(三) さらに相殺のいかなる可能性が生じているかを掲げることを要する。債務者の財産の換価が進行している場合には、財団債務の額を見積もることを要する。

第一六二條 「財産目録」

(一) 倒産管財人は倒産手続の開始の時点において、倒産財団の目的物および債務者の債務が掲げられかつお互いが対照されているような整理された目録 [geordnete Übersicht] を作成しなければならない。目的物の評価については第一六〇条第二項を準用し、債務の整理については第一六一条第二項第一文を準用する。

(二) 財産目録の作成の後は、倒産裁判所は、管財人または債権者の申立てに基づき債務者に対し、財産目録の完全性を宣誓に代えて保証することを課することができる。第一〇四条第二項、第三項および第一一〇条第一項第一文、第二文は、この場合に準用する。

第一六三條 「事務課における備え置き」

財団目的物の一覧表、債権者表、および財産目録は、遅くとも報告期日の一週間前に事務課において関係人の閲覧のために備え置くことを要する。

第一六四條 「商法上および税法上の計算」

(一) 簿記と計算についての債務者の商法上および税法上の義務は影響を受けない。倒産財団に関しては倒産管財人がこの義務

務を履行しなければならぬ。

(二) 倒産手続の開始と共に新たな業務年度が開始する。ただし報告集会までの期間は、決算の作成または公表についての法律上の期間には算入されない。

第一六五条 「報告期日」

(一) 倒産管財人は、報告期日において債務者の経済的状态およびその原因に関して報告しなければならない。管財人は、債務者の企業を全部または一部において維持する見込みがあるか否か、倒産計画につきいかなる可能性があるか、また債権者の満足についてそのときにはいかなる影響が生じるかということにつき説明しなければならない。

(二) 債務者、債権者委員会、経営協議会および被用者代表委員会〔Specherausschuss der leitenden Angestellten〕は報告期日において管財人の報告のために聴取することを要する。債務者が商業者〔Handelstreibender〕もしくは営業者〔Gewerbetreibender〕または営農家であるときには、工業、商業、手工業、または農業の権限ある職務上の職業代表をも期日において聴取することができる。

第一六六条 「手続きの継続についての判断」

債権者集会は報告期日において債務者の企業を閉鎖すべきかまたは仮に継続すべきかを決議する。債権者集会は管財人に倒産計画の作成を委託し、また計画の目的をあらかじめ提示することができる。債権者集会は、その判断を後の期日において変

更することができる。

第一六七条 「判断の前の措置」

(一) 倒産管財人が報告期日の前に債務者の企業を閉鎖しようとするときは、債権者委員会が任命されている場合には、その同意を得なければならない。

(二) 債権者委員会の決議の前、または債権者委員会が任命されていない場合には企業の閉鎖の前に、管財人は債務者にその旨を通知しなければならない。倒産裁判所は、閉鎖が倒産財団の極度の減少なくして、報告期日まで延期されうる場合には、債務者または債権者委員会の構成員の申立に基づきかつ管財人を審尋した後に閉鎖を禁止する。

(三) 第一項および第二項は、管財人が報告期日の前に企業または企業の継続のために必要な目的物を譲渡しようとする場合について準用する。この規定に反しても譲渡の効力は影響を受けない。

第一六八条 「倒産財団の換価」

倒産管財人は、債権者集会の決議が反対しない限り、報告期日の後遅滞なく倒産財団に属する財産を換価しなければならない。

第一六九条 「特別に意味のある法律的行為」

(一) 倒産管財人が倒産手続にとって特別の意味を有する法律的行為をなそうとするときは、債権者委員会の同意を得なければならない。債権者委員会が任命されていないときは、債権者

集会の同意を得ることを要する。

(一) 第一項による同意はとくに以下の場合に必要とする。

一、事業組織体、全倉庫商品、自由に取得する [aus freier Hand] 不動産、継続的な結合の創設がこの企業のためになるべき他の企業についての債務者の持ち分、または回帰的収入に関する権利が譲渡されるべき場合

二、倒産財団の重大な負担となる借入がなされるべき場合

三、高額の訴訟の訴訟をなしたりまたは受継する場合、そのような訴訟の受継を拒絶する場合、またはそのような訴訟の取捨や回避のために和解または仲裁契約を締結すべき場合

第一七〇条 (法律的行为の仮の差止め)

第一六九条の場合においては、倒産管財人は、不利益な遅延を生じることなくそれが可能な場合には、債権者委員会または債権者集会の決議の前に、債務者にその旨を通知しなければならない。債権者集会がその同意を与えないときは、倒産裁判所は、債務者または第八一条第二号または第三号に掲げられた債権者の多数の申立てにより、かつ管財人を審尋した後に、法律的行为の実施を仮に差止めかつその実施につき決議する債権者集会を招集することができる。

第一七一一条 (法律的行为の有効性)

第一六九条または第一七〇条の違反によっては法律的行为の有効性は影響を受けない。

第一七二条 (特別受益者への事業組織体の譲渡)

(一) 事業組織体の譲渡は、譲受人または資本につき、少なくとも五分の一につき資本参加している者が以下の者である場合には、倒産計画に基づいてのみ許される。

一、債務者と緊密な関係にある者(第一、四、三、条ないし第一、四、五、条)に属している場合

二、その別除権が全別除権の価額の五分の一に達するような別除権を有する債権者である場合または

三、その債権が全非劣後的倒産債権者の債権の価額の五分の一に達するような非劣後的倒産債権者である場合

(二) 倒産管財人が事業組織体を計画なくして譲渡しようとするときは、第一六九条による債権者委員会または債権者集会の同意を得る場合、第一項の要件がないことを個別的に説明しなければならない。

(三) ある者に従属している企業または第三者がその者またはそれに従属している企業の計算のために譲受人に参加しているときは、その者も第一項の意味において譲受人に資本参加している者とする。

第一七三条 (価格以下での事業組織体譲渡)

(一) 債務者または第八一条第二号または第三号に掲げられた債権者の多数の申立てにより、かつ倒産管財人を審尋した後、倒産裁判所は、申立人が他の譲受人への事業組織体の譲渡の方が倒産財団にとつてより有利であろうことを疎明した場合には、事業組織体の計画されている譲渡は倒産計画に基づい

てのみ許される旨を命じることができるとする。

(一) 申立てにより、申立人に費用が生じたときは、裁判所の命令がなされたときには直ちに、この費用を倒産財団から償還することを請求する権利を有する。

**第一七四条** 「事業組織体譲渡についての好機の証明」

別除権を有する債権者、倒産債権者、債務者または債務者に資本参加している者が倒産管財人に事業組織体の譲渡についての好機〔Gegenhalt〕を証明したとき、譲渡がその証明の結果なされた場合には、これらの者は証明によって生じた費用の倒産財団からの償還を請求する権利を有する。譲渡が倒産計画に基づいて生じた場合にもまた同じである。

**第一七五条** 「企業譲渡」

事業組織体の譲渡に関する規定は、企業の全部、企業部分、または事業組織体部分の譲渡にもこれを準用する。

**第一七六条** 「不動産の換価」

倒産管財人は管轄権ある裁判所において、倒産財団の不動産の強制競売または強制管理を申し立てることができる。

**第一七七条** 「強制競売の仮の停止」

(一) 別除権を有する債権者が倒産財団の不動産の強制競売を申し立てたときは、倒産裁判所は、以下の場合には、倒産管財人の申立てに基づき競売手続の仮の停止を命じる。

- 一、報告期日が目前に迫っている場合
- 二、目的物が報告期日の結果、企業の継続のためまたは事業

組織体もしくは目的物のその他の総体の譲渡の準備にとって必要とされる場合、または

三、その他、競売によっては倒産財団の妥当な換価が極度に困難になるであろう場合

(二) 裁判所の裁判の前には申立をした債権者を審尋することを要する。債権者の経済的関係を考慮すると仮の停止がこの者にとって期待できない場合には、申立てを拒絶することを要する。裁判所の裁判に対しては、管財人および債権者は即時抗告をなすことができる。

**第一七八条** 「債権者の保護」

(一) 仮の停止は、申立債権者に対し、負担された利息を報告期日後の期間につき継続して、その満期の到来後二週間以内に倒産財団から支払うべき旨の負担と共に命じることが要する。競売手続がすでに倒産手続の開始の前に第二二条の命令に基づいて仮に停止されていたときには、利息の支払いは遅くとも最初の仮の停止の後三月を経た時点から命じることが要する。

(二) 不動産が倒産財団のために使われているときは、倒産裁判所は申立債権者の申立てに基づきさらに、生じる価値喪失は競売手続の停止から、債権者への倒産財団からの継続的な支払いによって償われなければならない旨を命ずる。

(三) 債権の額および不動産の価値ならびにその他の負担からみて競売上金からの債権者の満足が期待できないときは、第一項および第二項は適用しない。

第一七九条 「命令の取消」

(一) 倒産裁判所は、停止についての要件が欠けた場合、第一七八条による負担が無視された場合、または倒産管財人が取消に同意した場合には、申立債権者の申立てに基づき仮の停止の命令を取消す。

(二) 裁判所の裁判の前には倒産管財人を審尋することを要する。その裁判に対しては債権者および管財人は即時抗告をなすことができる。

(三) 取消が生じない場合は、命令の効力は倒産手続の終了と共に消滅する。

第一八〇条 「強制管理の仮の停止」

(一) 別除権を有する債権者が倒産財団の不動産の強制管理を申立て、かつ強制管理によつて財団の経済的に意味のある使用が極度に困難になるときは、倒産裁判所は倒産管財人の申立てに基づき強制管理手続を全部または一部停止することを命ずる。

(二) 停止は、それによつて申立債権者に生じる不利益を財団からの継続的な支払いによつて償うべき旨の負担と共に命じ、これを要する。

(三) 裁判所の裁判の前には、強制管理人および申立債権者を審尋することを要する。この裁判に対しては管財人および債権者は即時抗告をなすことができる。停止の取消については第一七九条を準用する。

第一八一条 「動産の換価」

(一) 倒産管財人は、別除権が生じている動産を、その物につき占有を有しているときには自ら換価することができる。

(二) 管財人は、債権譲渡が第三債務者に通知されていない場合には、債権者が請求権の担保のために譲渡した債権を取立て、または他の方法で換価することができる。

第一八一条 a 「債権者の通知」

(一) 倒産管財人が第一八一条第一項によつて動産の換価の権利を有するときは、別除権を有する債権者に対しその請求に基づきその物の状況につき情報を与えなければならない。管財人は、情報に代えて債権者にその物を点検する [Besichtigen] ことを許すことができる。

(二) 管財人が第一八一条第二項により債権の取立ての権利を有するときは、別除権を有する債権者に対しその要求に基づきその債権に関し情報を与えなければならない。管財人は、情報に代えて、債権者に債務者の帳簿および業務用書類を閲覧することを許すことができる。

第一八二条 「債権者の買取権」

(一) 倒産管財人は、第一八一条によつてその換価の権利を有する目的物を第三者に譲渡する前には、別除権を有する債権者に意図している譲渡の条件を通知しなければならない。倒産管財人は、目的物をこの条件で債権者に譲り渡すことを提案し、かつこの提案の受諾につき適切な期間をおかなければならない。管財人がこれを遵守したときは、債権者は、譲渡された目的物

の価値は譲渡の時点では換価金よりも高価であった旨を主張することはできない。

(一) 第一項は以下の譲渡には適用しない。

- 一、企業の継続に際しての継続的取引の枠内におけるもの
- 二、事業組織体または目的物のその他の総体についてのもの
- 三、公的競売の方法によるもの

(二) 第二項の場合においては、管財人は、別除権を有する債権者に対し譲渡の前に、いかなる方法において目的物を譲渡するかを通知しなければならない。債権者が短期間のうちに管財人に対してより有利な換価の可能性を示したときは、管財人はこの可能性を利用するか、または債権者をその者がそれを利用したであらうと同様の地位に置かなければならない。

第一八三条 「換価の遅延に対する債権者の保護」

(一) 倒産管財人は第一八一条によりその換価の権利を有する目的物を、報告期日が行われたときには遅滞なく換価しなければならない。目的物が企業の継続または事業組織体もしくは目的物のその他の総体の譲渡の準備のために必要とされる場合にはこの限りではない。

(二) 債権者の申立てに基づきかつ管財人の審尋の後に、倒産裁判所は、管財人が目的物を換価すべき期間を定めることができ、その際には裁判所は、換価の遅延に際して債権者につきその経済的関係を考慮した場合に生じる不利益をも考慮しなければならない。期日が経過した後は管財人はもはや換価の権利

を有しない。

(三) 目的物が換価されない限り、債権者には報告期日から継続的に負担されている利息を財団から支払うことを要する。債権者が倒産手続の開始の前に既に第二二条による命令に基づき目的物の換価を妨げられているときは、負担されている利息は遅くともこの命令の後三月を経た時点から支払うことを要する。第一文および第二文は、債権の額、目的物の価値およびその他の負担からみて換価金からの債権者の満足を期待できないかぎり適用しない。

第一八四条 「売上金の分配」

(一) 倒産管財人による動産または債権の換価の後には、換価金から、目的物の確定・維持・換価の費用を倒産財団のために他に先立って控除することを要する。残余の金額からは遅滞なく別除権を有する債権者が満足を受けることを要する。

(二) 倒産管財人が第一八一条によってその換価の権利を有する目的物を債権者に換価のために引き渡したときは、この者はその得られた換価金から確定および維持の費用の金額に応じた額を他に先立って財団に支払わなければならない。

第一八五条 「費用分担金の算定」

(一) 目的物およびこの物の上の権利の確定の費用としては、一括して換価金の $\frac{1}{10}$ 分の五とする。

(二) 維持の費用としては、倒産財団に対し現実に生じかつ目的物の維持または必要な改良のために別除権を有する債権者の

利益においても必要であった費用のみを考慮することを要する。  
(三) 換価の費用としては一括して換価金の一〇〇分の五とする。現実が生じた換価のために要した費用が極度に低額または高額であったときは、この費用とする。

第一八六条 「動産のその他の使用」

(一) 倒産管財人は、それにつき換価の権利を有する動産を倒産財団のために使用することができる。それによって生じた価値の喪失は、別除権を有する債権者の担保を害する限り、倒産手続の開始から倒産財団から債権者への継続的な支払によって償うことを要する。この補償支払の義務は、管財人が債権者に同価値の代償担保を立てた場合には消滅する。

(二) 管財人は、別除権を有する債権者に前もって同価値の代償担保を立てる場合には、そのような物を倒産財団のために消費することができる。

(三) 管財人はそのような物を付合・混和・加工することができる。それによって別除権を有する債権者の担保が侵害されるときは、管財人は前もって同価値の代償担保を立てなければならぬ。他の物について債権者の権利が存続するときは、債権者は新たな担保を、それが従来からの担保の価値を越える限り解放しななければならない。

第一八七条 「代償担保」

(一) 倒産管財人が債権者に第一八六条により代償担保を立てようとするときは、債権者に対し書面により、いかなる目的物

を代償担保とすることを通知しなければならない。

(二) 通知の到着後二週間以内に債権者は、倒産裁判所に代償担保は同価値ではないことの確認を求めることができる。その期間中は、管財人が債権者に書面で申立権および期間を指摘した場合のみ進行を開始する。申立てに関しては裁判所が管財人を審尋した後に裁判する。

(三) 債権者が申立てをしないときは、提示された代償担保は同価値とする。

第一八八条 「動産目的物の引渡」

(一) 別除権が生じておりかつ倒産管財人の占有にない動産が管財人の事務遂行のために必要であるときは、倒産裁判所は管財人の申立てに基づき、かつ債権者を審尋した後にその物を管財人に引渡すべき旨を命じる。

(二) 別除権が生じている権利が管財人の事務遂行のために必要であるときは、裁判所は管財人の申立てに基づき、管財人はその権利を倒産財団のために使用できることを命じる。

(三) 管財人は目的物を換価する権利を有する。第一八一条a、ないし第一八七条はこの場合に準用する。確定の費用は徴収しない。

第一八九条 「債権者による換価」

(一) 倒産管財人が別除権の生じている動産または権利の換価の権利を有していない限り、債権者の換価についての権利は影響を受けない。

(二) 管財人の申立てに基づき、かつ債権者を審尋した後倒産裁判所は、債権者が目的物を換価すべき期間を定めることができる。その期間の徒過により管財人は換価の権利を有する。

第一九〇条（空欄）